

第十三回 参議院人事委員会會議録 第二十二号

(七〇五)

昭和二十七年五月三十一日(土曜日)午前十一時五十分開会

委員の異動

五月二十八日委員田方進君辞任につき、その補欠として草葉隆圓君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 カニエ邦彦君
理事 千葉 信君
委員 草葉 隆圓君
溝口 三郎君
木下 源吾君
紅露 みつ君
田中 一君

委員外議員

政府委員

内閣官房副長官 鮎木 亨弘君
人事官 山下 興家君
人事院事務総長 瀧本 忠男君
同法制局長 岡部 史郎君
人事院事務総長 調達庁事務部長 中村 文彦君
大蔵省主計局給与課長 岸本 晋君

事務局側

常任委員 川島 幸彦君
会専門員 熊蓋御堂定君
会専門員 熊蓋御堂定君

本日の会議に付した事件
○連合委員会開会の件
○昭和二十七年における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案(内閣送付)

○国家公務員の職階制に関する法律第四條第一項第三号による職種の名称および定義の件(内閣提出)

○日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(カニエ邦彦君) 只今から人事委員会を開会いたします。

日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案、昭和二十七年に於ける国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案(予備審査)、国家公務員の職階制に関する法律第四條第一項第三号による職種の名称および定義の件、それから最後には連合委員会に関する件、これだけが本日の議題となっております。先ず連合委員会に関する件についてお話をいたします。何か御発言がございましたら……。

○千葉信君 御承知の通り、今電氣通信委員会のほうに提案されております日本電氣通信公社法案並びに国際電信電話株式会社法案等の関係は、当委員会でも密接な関係がある問題でございます。御承知の通り、電氣通信省職員は従来、今度、労働関係等その他が従来、国家公務員法の適用から外されて、労働関係調整法等の適用を受ける職員もありませんし、それから又

その法律では従来、国家公務員法によつて規定せられることは一般の職員の給与法等によつて定められていた関係の事項が非常にたくさん盛り込まれておるといふ状態から見ますと、私どもとしては、これは法案の審議に対して相対人事委員会の立場としても質疑を要する案件がかなりたくさんございまして、この際連合委員会の開催を要求されておりますように、当委員会でも御賛成願えれば、委員長はどうかから該委員会のほうに御連絡下さつて至急連合委員会の開催をお願いしたい、かように動議を提出するわけであります。

○委員長(カニエ邦彦君) 只今千葉君から電氣通信委員会の方に於いて、日本電氣通信公社法案並びに国際電信電話株式会社法案に於いて、本委員会から職員の身分並びに、な関係事項がある、連合委員会の申入をしたいと思います。御発言であります。これに於いて電氣通信委員会に対する本委員会からの連合審査の申入をするという点に於いて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(カニエ邦彦君) 御異議ないものと認めまして、委員長のほうから適当に申入をすることにいたします。
○千葉信君 今出席されている政府委員は……。

○委員長(カニエ邦彦君) 只今出席の政府委員は特別調達庁事務部長中村君、それから総務部次長山田君、それから監理課長藤本君、大蔵省岸本給与

課長、以上であります。

○委員長(カニエ邦彦君) それでは昭和二十七年における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案につきまして、政府から提案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員(鮎木亨弘君) 只今議題となりました昭和二十七年における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案につきまして、その提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

我が国におきましては、従来、生活慣習からいたしまして、御承知のように夏季及び年末には何かと出費が多いというのが実情でありまして、民間におきましては、この時期に何らかの形で若干の特別の給与を支給する例が多いのであります。国家公務員に対しましては、従来年末には国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律によりまして、年末手当が支給されることとなつておりますが、夏季には特別の手当に関する制度はなかつたのであります。政府といたしましては、かかる特別の手当に関する制度につきましては、なお今後において給与全般の問題と関連して十分研究いたしたいと存じておるところであります。取らねえず諸般の事情を考慮いたし、国家公務員に於いては、本年度に限り臨時に六月に手当を支給することとした次第であります。

次に本法律案の内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、臨時手当の支給範囲は常勤の一般職員及び特別職の国家公務員全部といたしました。次に、臨時手当の額は給与月額額の半月分を最高とし、在職期間に応じて支給額に差を付けることといたしました。なお臨時手当の支給日は本年六月十六日といたしております。

以上が本法律案提案の理由並びに内容の概略であります。何とぞ速かに御審議の上御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(カニエ邦彦君) 只今の法律案につきましては、本日は提案理由の説明で、この程度にいたしておきたいと思ひます。

それでは暫時休憩いたします。

午前十一時一分休憩

午前十一時十分開会

○委員長(カニエ邦彦君) それでは休憩前に引続き再開いたします。

国家公務員の職階制に関する法律第四條第一項第三号による職種の名称及び定義を国会に提出すべきことを命じておるのであります。

○政府委員(山下興家君) 国家公務員の職種の名称及び定義について御説明申し上げます。

これが今回職種の名称及び定義を国会へ提出した理由であります。

人事院は、昭和二十五年五月に国家公務員の職階制に関する法律が成立いたしました。以来、鋭意職種及び職級を決定する作業を進めて参りましたが、昨年十一月初旬に至つて一応その完了を見たのであります。併しその後、更に職階制の制定に伴う任用、給与等の人事行政の運営管理の面における具體的効用の見地から、それらの職種及び職級の再検討を行い、又各省庁、職員団体等の意見も徴しまして、大幅に改訂を加え、その結果今回提出いたしましたごとく、二百七十一の職種にまとまつたのであります。なお職階制に基づく任用制度及び給与制度につきましても、すでにその立案がほぼ終了し、従来の制度を新制度に切替えることが出来るのも間近に迫つておるといつてよろしいかと考えます。今回提出いたしました職種は、すでに申上げましたように、慎重に現在の人事管理上の効用を考慮して決定したものでありますから、この新制度への移行に当りまして、十分有効かつ適切なものであることを確信いたすものであります。

次に、提出いたしました職種の名称及び定義の内容について説明いたします。これらの職種は、おおむね職務の類似性によりまして、行政関係の職種、研究医療関係の職種、教育関係の職種、公安関係の職種及び現業技能関係の職種の順に配列されております。又、個々の職種は、それ／＼通常数個の職級により形式されておりますが、それらの職級の内容については、人事院が作成、公表いたしております職級明細書に詳細に記述されている通りであります。

あります。なお、個々の職種につきましては、いづれ御審査を願う際に説明いたす機会もあらうかと存じますので、ここでは省略いたします。

次に、職階制の現状について概略を説明いたします。国家公務員の職階制に関する法律の成立後、職階制の立案、実施に必要な事務手続を整備するため、人事院規則を制定し、又必要に応じてそれを改正いたしておりますが、特に最近におきまして職階制に関する事務手続を簡素化することに留意してそれを改正いたしました。又現在二十一の国の機関を指定して、職務の級八級以下の官職にかかる格付の権限を委任しておりますが、今後更にその権限を大幅に委任する予定であります。又検査官、非常勤職員につきましても、その職務と責任の特殊性から見て、職階制による分類を行うことは必ずしも得策ではありませんので、これらについては適用を除外する規則を制定いたしました。

最後に、格付の現状について申し上げます。すでに昭和二十五年において、試験的に格付を行い研究を続けて来たのであります。格付及び職級を決定いたしました。以来、人事院及び各省庁においては、鋭意格付作業を進め、その作業も大略完了いたしております。で、近い将来給与準則が施行されるといふことも確信しております。なお格付は、職階制に基く全面的な人事行政の実施の態勢がまだ整つておりませんので、人事院規則により、別に指令で定める日の前日まではその効力を停止しております。

する趣旨の概要を説明いたしました次第であります。

○千葉信君 人事官にお尋ねいたしました。が、今国会に提出せられた職種の定義並びに分類等の措置は、職階制に関する法律第四條の第二項並びに第三項に關連する措置であるが、この職種の分類等に關して国会の承認等がある場合に、初めて現在この問題と關連して人事院のほうで検討を加えられおる給与準則の効力を加へられおるか、それとも第四條第二項、第三項によるこの措置と並行して給与準則の効力を加へられおるか、この点をこの際承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(山下興家君) 今千葉さんの御質問でございますが、これは職階制の法律に書いてありますように、国会に提出いたしまして、そうして若しもそれが全部廃棄すべきものというふうなことが、或いは一部を廃棄すべきものというふうなことが決定しましたときには、それに対する措置をするのであります。これは御承知のようにすでに官報で公示しております。それによつて効力が発生しておりますのであります。給与準則を御審議願うときに、並行いたしまして御便宜のためにここに一緒に提出したわけでありま

○委員(長(カニエ郎彦君) 只今の山下人事官からの趣旨の弁明については、本日はこの程度にいたしておきます。

○委員(長(カニエ郎彦君) 次に、日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に

件い國家公務員法等の一部を改正する等の法律案についての質疑を願ひいたします。

〔委員長退席、理事千葉信君委員長席に著く〕

○理事(千葉信君) それでは順次御質問のあるかたは御発言を願ひます。

○委員外議員(田中一君) 大蔵省のかたに伺いたしたいのですが、この今回の法案に示されたところの、占領軍の労働者の退職或いは雇用関係の解除といふことにお考えですか。それともまだそのまゝ引續き駐留軍に勤務するのでありますから、そうでないという御解釈ですか、この点を伺いたしたいのであります。

○政府委員(岸本重君) 今回の措置は、連合軍労働者の身分関係はこの措置によつて中断するかどうかという御質問でございますが、この点につきましては、法律の附則の三項でもはつきり書いてございます。一、講和條約の発効の日におきまして一応解雇したものとみなして一応規定してございまして、實質的には雇用関係は継続してゐる。ただ退職手当の關係につきましては、これを解雇されたものと擬制するといふふうに考へております。

○委員外議員(田中一君) 例えは或る会社に勤務しておつた者が、その会社が他の資本家に買収されて、今度はその資本家の下にその同じ機構において勤務すると、こういうふうな御解釈ですか。

○政府委員(岸本重君) 只今の御例示は、ちよつと私的得いたしかねるのでございまして、実は、つまり身分関係が変つたと、これは昔の公務員の、わ

かりやすい例で申上げますと、例えは昔の官吏であつた者が、雇用人に變つたと、そういうふうな身分關係が變つたといふふうな了解いたしてあります。

○委員外議員(田中一君) 無論連合軍と駐留軍の根本的な違いといふものは御承知の上でその今の御説明があつたわけですね。

○政府委員(岸本重君) 連合軍と駐留軍との差は了解いたしております。

○委員外議員(田中一君) この附則の第三項によりまして、その金の払えんという理由は、特調の説明は聞きましたけれども、大蔵省はどうお考えになつておりますか。

○政府委員(岸本重君) 今回のこの措置によりまして、若し講和條約発効の日において直ちに金を支払わなければならぬといふことになりまして、まあ概算にいたしまして、九十億圓前後の資金が必要になるわけでございます。現在の調達資金の資金並びにその金繰りの状況におきましては、到底その支出が不可能である。強いてこれを支出しようとしたらすれば、米軍のほうにおきまして、何らかの支出金の前払でもしてくれらるか、或いは日本政府のほうにおきまして、一般会計からの繰入措置を講ずるといふようなことを考へなければならぬわけでありまして、そのいづれも現在の段階におきまして不可能であるという意味におきまして、この際は退職手当は払えないと考へております。

○委員外議員(田中一君) 占領軍と政府との間には勤務提供によるところの償還金についての支払條件或いは支払の時期といふものに関しては何か契約

があるのですか。

○政府委員(岸本晋吾) 契約はござい
ますが、その点につきましては、直接
担当者である調達庁のほうがよく了解
しておると思ひますから……

○政府委員(中村文彦君) 只今の償還
の時期につきまして御説明いたしま
す。償還の時期につきましては、御承
知の通り、労働者の給与の支払は、そ
の月のものを整理いたしまして、翌月
の十日前後に労働者に支払うような慣
例になつております。その支払いまし
た額を一応整理いたしまして、その月
の二十五日まで先方に手続としては
請求をするということになつておりま
す。併しながら、実際の実情を申し上げ
ますと、御承知の通り、国情も
遅いまいし、それから又向うの制度
の他もいろいろ遅いまいし、なか
二十五日までには円満に話し合ひが付きま
して進んでおるといふ例は今までは相
当なかつたのでございす。最近に
おきましては、漸くこちらのほうでも
馴れまして、軌道に乗りかけてはあり
ますけれども、なか／＼さうには行
つていない。それから又向うでも
それらの請求書を十分に検討いたしま
して、その結果国に償還される経路を
とつておりますので、今日までのとこ
ろにおきましては、相当の遅延を見て
おるのが実情でございす。

○委員外議員(田中一君) 駐留軍に代
りましてからの償還に対する支払上の
契約は、従来と同じようなケースを辿
つておるのでありますか。

○政府委員(中村文彦君) これは昨年
の六月でございすか、の初めにこの
契約が結ばれて、四月一日から実
施になつております。それが第一期と

しましては十二月末で切れたのでござ
いす。六カ月の延期ということ
で、契約そのまゝ内容の改訂を見ま
せんで実施しております。今回平和條約
発効に伴ひまして、業務上その他から
不適当なものにつきましては改訂は
いたすことになつておりますが、その他
のものは、この六月までは恐らく何ら
の改訂もなく従来通り進むものとい
う考へております。

○委員外議員(田中一君) 今調達庁の
ほうの御説明ですと、相当約束の支払
時よりも延びるというふうな御説明
ですが、若しこの現在の連合軍の労働
者が相当数退職するといふ場合にはど
ういふ措置をおとりになるつもりか伺
いたいと思ひます。

○政府委員(中村文彦君) 只今の御趣
旨は、現在労働者がおおむね二十万超
すのでございす。その大部分が若
し急に退職するやうな事態があつたな
らば退職金の措置をどうするかといふ
御質問だと思ひますが、若しさうな
事態が起るやうなことがありまされ
ば、我々としてしましては、金がないとい
ふ理由で支払を遅延することも恐らく
は許されないと考へます。従ひまして
若しさうな事態が起きますれば、緊
急な措置を考慮いたさなければならん
のではないかと、いふふうに考へてお
ります。併しながら今日の事態におき
ましては、さうなことも我々として
ましては予想ができませんので、何ら
は考へておらない次第でござい
す。

○委員外議員(田中一君) 退職金を含
むところの諸雑費として一人当り、こ
れはたしか政府のほうの仕事に携わつ
ておるところの職員も入つておると聞

いておりましたが、四千六百二十九円
の金が参つておるのであります。若し
連合軍から完全にこの金が、今までの
償還金が戻つたならば、この四千六百
二十九円というものをもちつて、この中
において支払われるやうな計算になつ
ておりますか。或いはこちらが労働者
に払つた金よりも少い額を連合軍が認
定しまして支払ひをするやうな傾向が
ありませんか。又今までさういふ政府
が調達庁が労働者に払つた金よりも少
い額を計算して認定して支払つた例は
ございせんか。

○政府委員(中村文彦君) 今までの四
千六百二十九円の一人当りの金額で
ございす。これらの内容についての御
趣旨だと思ひますが、そのうちの退
職金についての御趣旨だと思ひます
が、これにつきましては、過去のいろ
いろな実績を参照いたしまして、それ
に基づきまして計算したものでござい
す。これが果して今後如何やうな労働
者の使用状況に行くかといふ見通しと
果してうまく合致するかどうかといふ
問題につきましては、多少の疑念も
ございす。と申しますのは、国の意
向も十分に我々としていたしましては解
いたしかねる事態もございすので、
ただ先ほど申した通り、過去の経験か
ら判断いたしまして、おおむね一年余
の在職期間といふやうな計算から退職
金の概算をいたしたわけでございま
す。今日までのところによりまして
ば、大体それで無理のないところで
なからうかといふやうな考へを持つて
おります。ただこれにつきましては、
七月以前の在職期間の問題がございま
す。この問題につきましては、果して
先ほど申しました四千六百二十九円と

いう金で措置すべきものかどうかとい
うことについて相当議論がございま
す。従来七月以前の六月まではい
わゆる御承知の通り終戦処理費で賄つて
おつたのでございす。本来ならば
それまでの期間につきましては、そ
らで負担し、七月以降につきましては
は、この米ドルのドル償還に基きま
す財源によつて処理するといふやうな考
え方がとられるのが適當ではないかと
考へます。その場合に実は経理の困難
さとか、いろいろなことございす
ので、実はさうなことにござい
は、昨年六月契約の切替えられます際
に、閣議におきまして十分御検討願
ひまして、さうな事態が将来起りま
す場合におきましては措置するとい
う御了解を付けて、かやうな取違ひにな
つておるのでございす。

○委員外議員(田中一君) 私は今の御
説明も結構ですが、調達庁が労働者に
支払つた金、その金を進駐軍がそれを
不当なりとして、それより少い償還金
をよこしたといふやうな事例があるか
ないかといふことを伺つてゐるので
す。

○政府委員(中村文彦君) 今までのと
ころにおきましては、契約通りの償還
が順調に運んでおるわけでございま
す。と申しますのは、この償還の内容
を申し上げますと、御承知の通りこれ
給与その他の手当などにつきましては
は、支払いたしました金額が返つて参る建
前です。それから退職金とか、或いは
管理費その他のいろいろな事務費系統
のものにつきましては、先ほど申し上げ
ました一人当りのオーバー・ヘッドで
参つておりますので、この辺のこと
につきましては、今までのところから申

しますと、支払ひの査定があつたとい
うことはございせん。ただ基本給の
内容につきましては、いろいろと意見
のあるものもございす。これらにつ
きまして、今日も先方と折衝しつづ
るものも多少ございす。原則的に
はおおむね了解を遂げられまして、支
払いを受けておるといふことござ
いす。

○委員外議員(田中一君) 大蔵省の給
与課長に伺ひますが、今労働部長の御
説明のうちに終戦処理費で支払つた
きの退職金は、それに遡る退職金は
さういふ財政的な裏付けの措置があつた
のですか、ないのですか。或いはこれは
調達庁が自身でさういふ裏付けを持
つべきものか、或いは持つたものか、ど
う考へてですか。

○政府委員(岸本晋吾) 御質問の趣旨
は、終戦処理費時代の労働者であつた
期間の退職手当についての裏付けがあ
つたかどうかといふ点でございす。が、
その点につきましては、おおむね七十
五億円と申します。その程度の金額
で以て賄えるのじやなからうかとい
ふに考へております。つまり七十五
億円という金額は平常の運転資金であ
ると同時に、まあ大体におきまして、
その当時の退職者の退職手当に見合
う金になるといふふうに考へてお
ります。

○委員外議員(田中一君) それは終戦
処理費の中に含まれてゐるもので賄う
といふ考へ方であつて、国家公務員の
特別職としての給与の財源じやないわ
けですね。

○政府委員(岸本晋吾) さうでござ
いす。

○委員外議員(田中一君) 人事院に伺

います、先ほど大蔵省給与課長の御説明にありました連合軍労務者と駐留軍労務者との職務上の変更というものに對しては、どういふお考えを持つていらつしやるのですか。

○政府委員(岡部史郎君) そのお尋ねの点につきましては、先ほど岸本政府委員から例を引いて御説明申し上げました通り、従来の例で申しますれば、同じ役所に勤めていても、官吏をやめて今度は雇として勤めることもあるというやうな、身分が変る場合があるわけなんです、そのやうな例が一番わかりやすく似ているのではないかと私も考えます。

○委員外議員(田中一君) 今の同じ御説明で、まあ満足か不満か別にしまして承りました、この法律がない場合、あなたがたはどういふお考え……、やつと苦しんでどういふ形にこの法律を作つたのだと思ひますが、若しこの法律がない場合はどうか、率直に個人の御意見で結構ですから、そのお考えを……。個人の意見でも場合によつては速記を止めても結構です。意見だけを聞かせて下さい。

○政府委員(岡部史郎君) これは率直に申上げますと、公務員法が実はこういう建前になつておりますので、公務員法と申しますのは、国家公務員の範囲を非常に広くいたしておりますので、或る場合におきましては或る職が、それが一体国家公務員の職であるか、国家公務員の職でないかというこゝとにつきましても疑わしい場合があるだろう、そういう場合におきましては、これを決定する権限を人事院に与えておきまして、人事院が人事院會議

の決定で、或る職が国家公務員の職であるか、国家公務員の職でないかというところが決定することになつております。従ひまして今お尋ねの点につきまして、特別の立法措置を講じなければどういふことになるかと申上げますと、現在国家公務員法上特別職として定められております進駐軍労務者が、今度身分が變りまして駐留軍労務者となつた時において、これが果して依然として国家公務員であるのかどうかというこゝとにつきましては、それが身分が變りますならば、これは特別職でなくなるというこゝとも、恐らく第一段階には明らかであらう、特別職でなくなるならば、然らば一般職であるかどうかというこゝとにつきましては、先ほど申上げました人事院の決定に基づきまして、これが一般職に属するの、或いはそうでないのかというこゝとについて決定する段階になるわけであり、恐らくこれはこの間の立法措置に關する立案の経過から申しましても、恐らく一般職ではない、これは国家公務員でないという結論に人事院としても達するであらうと想像できる次第であります。

○委員外議員(田中一君) この法案を作成する場合に、無論大蔵省とも人事院とも十分連絡をとつておきめになつたものですね。

○政府委員(岡部史郎君) これはお尋ねの通り、調達庁、大蔵省、内閣、労働省、それから人事院と関係當局しは、この緊密な連絡の下に共同で立案したやうな次第でございます。

○委員外議員(田中一君) そこまでお話を伺つていいかどうかわかりませんが、どうも一遍に金を……。一處金を

払つてもいい、金を払つてもいいけれども、金がないから何とか方法をどううじやないかというやうな考え方、この結論が出たのか、もう初めから金は払わないでもいいのだと、取りあへず退職金は後引してもいいのだと、金は払うのだがやめた場合に払えばいいというやうな純粹な議論から成り立つたのか、その点調達庁では、払いたい、金がな、先ほど質問したの、現在も運搬資金とし只今のところでは二十七億しか持つていない、これを全部払うと又政府から五十億でも百億でも借りなければ運搬が付かないのだというやうな御説明があつたのですが、従つて各省に連絡しまして、この法律案を作成するときは、今言う前提にはどうしようかというその点からきめられたのか、或いは純粹に非常な正直で、まじめな調達庁の思想で、これはこの際は一掃払おうじやないかと、併し払おうじやないかという思想から出発したのか、金がないからこれはやめるまで待つて置こうじやないかという思想から出発したのか、その点……。

○理事(千葉信君) ちよつとお尋ねします、只今のお尋ねは岡部政府委員に對してですか、大蔵省にですか。

○委員外議員(田中一君) 三者から伺いたいと思ひます。或いは労働省のほうからも伺いたいと思ひます。無論一緒に御相談なさつたことであると思ひますから……。

○政府委員(岡部史郎君) 私から知つておる限りお答えいたしますが恐らく各省間で緊密に打合せをしてやつたこととありますから、食い違ひはなかり

りかと思ひますが、私に關する限りは、この点につきましては比較的関心の薄い問題でもあるわけであり、それで率直に申上げますと、人事院といたしましては、この問題は純粹な理論上の問題でなく、便宜上の問題である。例えば田中さんが先ほど例を引いてお尋ねになりましたやうな場合におきまして、身分が變るけれども、勤務が継続する場合におきまして、その身分が變つた場合に従来の手当を一括して払うというこゝとも考えられるし、それから身分が變つたけれども、實際の勤務は従来の通りであるから、その身分が變つた際払うべき退職手当というものは十分保証することにいたしました、實際に解雇されたときに払うということもこれも一つの考え方、それは恐らくどつちが実情に即するか、實情に即すると申しまして、いろいろの問題があらうと思ひますが、財政的の問題その他いろいろの問題があらうかと思ひます。こういう点を考慮の上で、このやうな措置をとつたものと私は考えております。

○委員外議員(田中一君) 大蔵省にも伺ひます。

○政府委員(岸本善君) この点につきましては岡部法制局長からお話のありました通りに私も考えております。ただ重点をいたしましては、こういう措置をとることによりまして、労働者が将来どういふ事情によつて退職することがあらうとも、少くとも講和條約発効の日までの退職手当は確實に保証されると、こういう点に重点をおきましてこの立法を考えたわけであり

○委員外議員(田中一君) もうやめます。

す。ただもう一遍伺ひたいのですが、では昨年の六月まで、これは御承知の通りに終戦処理費で払つた場合は、これは無論雇用しておる當面の責任者は調達庁、併しこの金は日本政府の金です。七月からは雇用だけしておるのは一応調達庁でございます。それは同じです。併しながら金を払つておるのは占領軍になつたわけですから、この際のケースと今度の問題とは違ふと思ひますが、この際なぜ退職手当を払わなかつたのですか。退職手当の問題は無論起きたと思ひますが、その点に對するお考えはどうですか。

○政府委員(中村文彦君) 只今の御質問であります、その当時の事情をちよつと申上げます。労働組合等の方面からは、その際にもやはり身分を切替へまして、退職金等の清算というやうなことにしましての希望は出ましたけれども、ただその当時におきましてこの我々の考え方といたしましては、先般来から申上げましたやうに、国の勤務の提供をいたさなければならぬ時代におきましてこの條件は何ら變るところはございせん。それから作業に従事いたしますところの條件につきましても何らの変更がございせん。ただいま、財政的な問題といたしまして、従来の終戦処理費であるというこゝと、それから今度はドルになるというこゝとの差だけでござい

ます。従ひまして、かやうなことにございましては、我々としたしましては考えられないという態度をとつて参つたのであります。従つてその当時におきましては、国家公務員をそのまま特別職として存続いたしました次第でございます。

○委員外議員(田中一君) 人事院に伺いますが、今私が質問して調達のほうから御答弁になった点につきまして、あれもこれも同じものだという御見解ですか、違うというものが多少とありましようか。

○政府委員(岡部史郎君) 確かに厳密に申しますれば、昨年の七月から進駐軍労務者の給与の關係が実質的に変更を生じた傾向があることは、これは認めなければならぬと思つたのであります。併しそれが直ちに進駐軍労務者を失わせるだけの大きな変更であるかといふことについては、積極的にこれを解釈することが困難だつたろうと思つて、幾らかその国家公務員としての色彩が薄くなつて来たという程度に解釈すべきものだらうと思つたのであります。それが今度の講和條約の発効に伴ひまして、今度は十分明らかに国家公務員でないという結論が身分の変更がここに生じた、こう考へております。

○委員外議員(田中一君) 仮に現在もこの法律を出さないで、特別職として従来のままに公務員として扱ふということは考えられないでしようか。

○政府委員(岡部史郎君) これは幾らか私の個人的見解になつて恐縮であります。恐らく国家公務員としてこれを法律論的に構成することは全然不可能ではないと思つたとしても、私極めて困難な状態だと思つております。

○委員外議員(田中一君) 昨年の秋でしたか、建設省の現場に從事しますところの労務者は一万四千くらいあつたと思つた。このうち約七千名をい

ゆる準職員という性格を持たせて、これは無論現場の事業費で以て支弁する以上公務員に連ひないの準職員という制度を設けた。これに對してはその当時人事院はどういう見解の下にこれをお認めになつたのですか。

○政府委員(岡部史郎君) 只今のお尋ねの点で私が了解いたします範囲におきましては、その七千名は一万五千名の非常勤の職員のうち常勤的な実態を有するものから、これを他の常勤の職員と同じように扱うことにしたものであります。従ひまして恐らくその七千名につきましては俸給表が適用され、何級、何号というやうな給与が支給され、年末手当等も支給されるやうになつて、他の常勤職員と同じやうな扱いを受けておる、その他の者につきましては依然として非常勤の労務者としての扱いを受けておる、こうだろ

うと存じます。

○委員外議員(田中一君) これはこの点については一番問題の、私は今建設省の問題を言つてゐるのですが、同じケースだから申上げますが、国家公務員共済組合に入りたいというのが主眼だつたというやうに聞いておるのです。これは無論国家支出が伴ふものであります。大蔵省の給与課長はこの点よく御承知と思ひますが、無論年末の賞与その他はもらつております。併し準職員制度を設けて共済組合員であるということの扱いを受けたのは、やつと大蔵省が承認しての扱いができたというやうに聞き及んでゐるのです。この点は大蔵省のほうでどうお考えですか、その実際の真相は。

○政府委員(岸本善吉君) 誠にこれはこ

ういうことを申上げて恐縮であります。が、昨年のその当時の共済組合に關するやうな経過は私は存じてゐないのでございますが、現在の共済組合法の取扱といひましては、人事院におきましてこれは常勤職員と認定いたしました者は必ず常勤職員並みの取扱を、共済組合員にする、従つてそれに應ずるところの国庫負担金につきても考へて行くという建前でございます。

○委員外議員(田中一君) 呉関係の約一万五千程度のもので解雇されたといふことを聞き及んでおりますが、これに對してはこの法律によらない、この法律が成立しない前に退職手当を支給いたしましたか、或いはいたさんでおりますか。

○政府委員(中村文彦君) 呉関係のビーコフ関係の労務者の取扱の御質問だと思ひますが、この件につきましてはビーコフのほうからすでに平和発効の前後を期しまして四月の二十七日に一応解雇する、でその翌日からビーコフの直轄に直すという申入れが出ております。私のほうにいたしましてはかねてから平和発効以後の連合軍に勤務いたしました労務者の取扱について外務省方面とも打合せました。米軍関係の労務者につきましては、御承知の通り安全保障條約ができました、行政協定の關係からそのまゝ引続き間接雇用の線で行くことが明確になつておつたのでございますが、米軍以外の連合國關係の労務者につきましては如何相成るかといふことについては、実は当時何らの明確な見通しがありませんで、政府にいたしましては平和発効と同時に打切るといふ方針で再々国会等にお

きまして御質疑があり、關係大臣からも御説明があつたはずであります。その方針に従ひまして政府にいたしましては平和発効と同時に少くとも切るといふ考へでおつたのでございませうが、先ほど申しました通りにビーコフのほうから積極的な意見の発表があり、申入れがありましたので、それに従ひまして一応解雇いたしました、翌日からビーコフ関係の直接の労務者となるという建前をとつております。退職手当につきましては、従ひまして全部精算いたしました、おむね支払が済んでおるはずであります。

○委員外議員(田中一君) 私の手許に参つております情報では、この法律が通るか通らないかによつて計算の基準も違ふから待つてくれと言つて、まだ誰ももらつていないやうに聞いておりますが、これはどうでございませうか。

○政府委員(中村文彦君) 只今のは恐らく広島におきましても、或いは具におきましても、LROとLSOの労務者と二通りございませう。田中委員の御質疑のほうは恐らくLSOのほうの問題ではないかと考へます。LROにつきましては、先ほど申上げましたやうな経過を辿りまして全部解雇の手續をとり、清算の段階に入つておりますので、支障なく進んでおるやうに我々としては報告を受けております。従ひましての問題につきましてはLSOは多少問題が残つておるかも知れないと考へるのであります。

○委員外議員(田中一君) 大蔵省の給与課長に伺ひますが、この附則の三項に「五分の割合を乗じて得た額との合計額の退職手当を支給する。」とあり

ますが、「五分の割合」といふ加算金、これは予算的な措置はどういうことになるのですか。

○政府委員(岸本善吉君) 退職手当はこれは事務費でございます。實際に退職いたしましたならば本来の退職手当に五分を附けたもの、これは必ず支払なければならぬものでございませう。従ひまして最終にこの資金が解散いたしました場合において、この基準で計算した場合には、これは当然国庫から何らかの措置が講ぜられるべき性質のものと思ひます。

○委員外議員(田中一君) これはこの五分の加算金というのとは何か別な法律第百四十二号にあるんですか。

○政府委員(岸本善吉君) この五分の根拠といひましてはかように考へたわけでございます。これは本来の、つまり退職手当を一応ここで精算する、併ししながら支払わない、これは実体的に雇用關係は継続しておるから支払わないのでございませうが、計算上は一応打ち切られる、そういういたしますと広い意味におきまして債務不履行といふやうにも考へられると思つたのであります。金銭債務不履行に對する法定賠償額は、大体法定利率は年五分といふことにきまつております。かたゞ進駐軍労務者は大体六カ月くらいで回転して参ります。銀行の定期預金の法定利率は年六分といふ割合でございませうので、そのうした点も考へ併せまして五分といふ数字をとつたわけでございます。

○委員外議員(田中一君) ちよつと伺ひますが、今度値上になりました郵便貯金の利子は幾らになつておりますか。

表し、または各種統計調査の総合調整を行つ等の統計事務に関する知識を必要とする業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 翻訳職

定義 この職種は、各種公文書・報告書・官報・会議録・法律案・専門書等の翻訳、または外国人と日本人との間の会談・折衝・講演等の通訳について監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 経済調査職

定義 この職種は、物資の生産・配給・消費、物価および貿易等に関する経済法令の円滑な運営を確保するため経済施策の実施状況の調査、経済法令違反行為の査察および予防、または不正保有物資の調査等に関する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 公正取引審査職

定義 この職種は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律・事業者団体法・中小企業等協同組合法等に基づく、私的独占の有無等に関する各種事業の経済実態の調査、商事諸行為に関する届書の受理・認可、またはこれら法規の違反事件の取調および審判に関する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 電波規制職

定義 この職種は、電波の公平かつ能率的な利用を確保することを目的として、無線通信に関する専門的知識と施設運用上の実務的な諸問題を

に対する考慮とを総合した立場から、無線周波施設の通信方式・通信方法等に関する諸基準の設定、無線周波施設に関する開設および運用の審査・検査および監督、無線従事者の免許試験、電波の監視・規正、または電波監理職員の研修等の業務について、全国的な企画・統制を行い、またはその実施を監督することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 電力調整職

定義 この職種は、電力の需給計画・制当計画・融通計画・施設拡充計画の立案、電気事業者の行う電力需給調整業務の調整・監督、各種受電および電力融通契約の認可、電気料金制度の立案・運用ならびにこれらに関する調査研究等電力の需給調整の管理に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 電波監視職

定義 この職種は、各種受信機・周波数測定器・電界強度測定器・方向探知器等を操作して行う電波の監視、不明電波の探査および電波の規正等に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 公用無線通信職

定義 この職種は、無線通信機による業務連絡電報の送受信または無線通信に関する作業の監査もしくは通信技術の教授に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 写真技術職

定義 この職種は、普通写真・特殊写真の撮影・処理に関する専門的

技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 理化学鑑識職

定義 この職種は、犯罪に関係のある各種物件を理化学的に鑑識する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 指紋鑑識職

定義 この職種は、被疑者・受刑者その他の者から指紋を採取して指紋原紙を作成し、これを分類・保管し、他の指紋原紙と対照して犯罪経歴および身分等を明らかにし、また現場指紋、足跡等を採取し、その異同を鑑識する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 逮捕指導職

定義 この職種は、警察職に必要な逮捕術の指導教授および調査研究等の専門的技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 法務職

定義 この職種は、検察行政事務、国の利害に係る争訟事務、民事事務、人権擁護事務等の法律行政事務、または法律実務の研修について監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 法制職

定義 この職種は、法制全般の立場から、政府諸機関に対する法律問題についての意見の陳述もしくは勧告、内閣提出の法令案の審議・立案、條約案の審議、またはこれらの業務に必要な内外および国際法制ならびにその運用に関する調査・研究

等に関する業務について監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 保護観察職

定義 この職種は、仮釈放者、刑の執行猶予者、犯罪少年、少年等の保護観察、仮釈放の許可・停止もしくは取消の審査、保護観察中の者の恩赦の出願もしくは申請の審査、または犯罪防止対策に関する業務等を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 検察補佐職

定義 この職種は、刑事事件について真相を明らかにし刑罰法令の適用実現のため検察官が行う捜査・公訴の提起または維持・裁判の執行・恩赦の申請等の専門業務に附随する技術的な補助業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 情報調査職

定義 この職種は、公職追放者の動静または諸団体の動向に関する情報活動および調査活動ならびにそれらの登録に伴う事実調査について監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 外事職

定義 この職種は、諸外国の国情、外交に関する慣習および先例に関する知識・経験に基づいて、国の外交政策の樹立、諸外国および国際機関との外交関係の維持・発展、国際情勢に関する調査・研究、條約その他国際約束の締結、通商航海に関する利益の保護・増進、在外邦人および在外権益の保護等の外交・領事事務に関して監督し、または実施する

ことを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 入国審査職

定義 この職種は、本邦への入国者に対する上陸の許可、在留資格の変更、在留期間の更新等に関する審査業務、もしくは不法入国者・外国人登録令手続違反者等に対する国外への退去強制処分に関する審査業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 財政管理職

定義 この職種は、財政制度または財政計画の樹立および運用に関して、企画・調整・立案・調査・研究等を行う業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 金融管理職

定義 この職種は、通貨の流通および資金の需給を調整し、通貨制度および金融機構・制度を企画し、金融機関を監督し、有価証券を発行し、償還し、取引し、その管理を行い、資金を借り入れ、運用し、返済するなどの仕事について、監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 国稅業務職

定義 この職種は、内國稅について、課稅標準の調査、犯則の取締、収納額の整理、滞納処分およびこれらに附随する事務、もしくは賦課徴収事務の総合監査、職員の前非事件の捜査、または納稅者からの審査の請求に対する協議・判定等に関する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 税關業務職

定義 この職種は、税関関係法令の犯則の予防・取締に関する業務、または輸出入貨物の通関免許に関する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 金属工学職

定義 この職種は、鉄鋼・非鉄金属の検査、工業標準の立案、生産技術の調査・指導もしくは金属の製錬・精製・よう解・鋳造または熱処理等についての作業管理および技術指導、または金属材料の研究のうち十分組織化された方法による実用化研究等の専門的技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 工芸学職

定義 この職種は、室内装備品・貨幣・記章および金属工芸品、または有価証券その他の印刷用原版等について、美術および工芸の総合的観点にあつた調査・意匠設計・図案作成・試作・彫刻ならびにその結果に基づく技術指導等の専門的技術的業務を企画し、監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 税関鑑査職

定義 この職種は、輸出入貨物もしくは外国小包郵便物に関する品名・価格・数量の検査・鑑定、関税の課税および適用税率の決定、または関税率・商品分類基準の企画立案等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 製品受注職

定義 この職種は、印刷物・金属

工芸品等各種製品の製造について事業の健全な運営をはかるため、これらの受注およびそれに伴う製造計画の立案等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 教育管理職

定義 この職種は、教育に関する制度・機関・団体・事業等の管理基準の制定・改廃またはこれらに関する援助・勧告・指導・助言・監査・許可および調査等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 教育指導職

定義 この職種は、教育に関する施策について、専門的立場からの指導・援助・助言または調査等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 司書

定義 この職種は、図書館の運営・管理または図書館資料の収集・選択、受入れ、分類、目録の編成、保管、閲覧、レファレンス等の専門的な図書館業務に関して、調査研究し、監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 宗教調査職

定義 この職種は、宗教について専門的科学的な調査研究を行うとともに、必要な資料を作成し、提供し、また関係者に助言する等の業務を実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 民生管理職

定義 この職種は、生活困窮者・身体障害者・児童等の要保護者について、更生・保護・補導を行う社会

福祉事業、または疾病・傷害等の保険事故に対し、医療給付もしくは現金給付を行う社会保険事業等、直接に社会福祉の向上と国民生活の保障を図る民生管理に関する業務について監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 衛生管理職

定義 この職種は、医療・衛生・薬事に関する専門的立場から、医療の適正運営、公衆衛生の向上および増進、医薬品・医療用具・毒物・劇物等の生産・販売・検定・取締等に関する企画・指導・管理等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 検疫職

定義 この職種は、専門的科学的知識に基づき、海・空港における、外航船舶・航空機の出入港検疫ならびに港灣地帯の衛生管理に関する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 薬剤職

定義 この職種は、医療施設において、薬品の調剤・製剤およびこれらに伴う試験・研究・調査・統計・報告ならびに薬品・医療器具機械の保管・出納等の薬剤業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 保険数理職

定義 この職種は、各種保険事業の保険数理的調査・研究・企画・審査等の専門的科学的業務に関して監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 農林経済職

定義 この職種は、農産物・林物産

および水産物の生産・需給の調整ならびにその価格の形成および統制、主要食糧の需給管理、農業・林業・水産業に対する資金の配分・あつせんおよび経営の改善・助成、農地の開発・調整、農業協同組合・森林組合・水産業協同組合等の各種団体の運営指導ならびに内外の農業・林業・水産業に関する経済事情の調査・研究等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 農務職

定義 この職種は、農業・蚕糸業・畜産業に関する技術の改良・普及・農産物・蚕・生糸・畜産物の生産・流通に関する指導・調整、農地事業の計画・施行、種苗・種畜の増殖・配布、農産物・種苗・農薬・蚕種・生糸・畜産物の検査・検疫に関する企画・運営または指導等の専門的技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 林務職

定義 この職種は、林業経営計画の作成・審査、造林・治山および林産等の各事業の運営・実施、林業上の技術的諸問題の調査、輸出入林産物の検査、または国有林野事業の管理・運営等の林業に関する専門的技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 水産職

定義 この職種は、水産業を振興し、水産物の増産をはかるため、各種漁業調整の指導・監督、生産面における技術的な指導・監督、諸調査

の企画・実施・とりまとめ、輸出水産物の検査などの水産に関する専門的技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 食糧検査職

定義 この職種は、主要食糧および都道府県から委託された農産物に関する品位・量目等の検査業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 生糸検査職

定義 この職種は、生糸の検査業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 農芸化学職

定義 この職種は、農産物・農薬および肥料の化学的検査、酒類の審査・鑑定および醸造技術の指導または発酵によるアルコールの製造等の専門的技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 獣医職

定義 この職種は、動物および畜産物の検疫、または家畜疾病の診断および治療などの業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 商業管理職

定義 この職種は、輸出入貿易または国内取引について、その発達促進のための諸施策・諸計画の立案・実施、関係法令その他諸制度の制定・改廃・運用および監査、関係団体・業者の指導・助成・監督、政府貿易事業の遂行ならびにこれら業務に関連する調査・研究等貿易事業または国内商業を管理する業務を監督

し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 工業管理職

定義 この職種は、各種工業における生産の促進・調整、経営の合理化の指導、原料・資材の需給調整および計画、資金のあつせん・配分、関係法令の解釈・運用ならびにこれらの業務に関連する調査等事業の発達・改善および工業生産の増進・調整をはかる業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 鉱業管理職

定義 この職種は、石炭・金属鉱物・非金属鉱物・石油等各種鉱物の生産の促進・調整および経営の合理化の指導、所要資材の需給調整および計画、事業資金および補助金のあつせん・交付、鉱山労働の生産性の向上、ならびにこれらの業務に関連する調査等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 鉱山職

定義 この職種は、金属鉱山・非金属鉱山・炭鉱もしくは油田の開発または操業、金属鉱物・非金属鉱物もしくは石炭の採掘または選鉱、あるいは鉱山の保安に関する調査、計画の立案、または指導等の専門的技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 特許審査職

定義 この職種は、特許法・実用新案法・意匠法・商標法およびその他の関係法規に基いて、特許・実用新案・意匠もしくは商標等に関する

登録出願書を調査・検討して査定もしくは決定を行い、またはこれらに関する審判を行う等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 電気職

定義 この職種は、電気機器の試験・検定・検査、電力施設・装置の管理、または電力施設工事についての計画・設計・積算・審査・現場監督・工程管理・検査・技術指導、あるいは電気技術に関連する所屬官庁の特許弁理等の専門的技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 計測職

定義 この職種は、度量衡器・計量器・気象観測器またはこれに類する計測器の検定・比較検査等の専門的技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 化学職

定義 この職種は、化学製品・天然物等についての化学的分析・検査、または化学工業に対する技術的調査・指導等の専門的技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 繊維職

定義 この職種は、繊維製品（糸・織物・メリス・二次製品およびこれらの中間製品）の品位・組成の検査および等級の決定、あるいは規格の制定・改訂についての企画・調査・普及、または仕機審・設計審の作成および価格の積算等の専門的技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 雑貨検査職

定義 この職種は、目視・触感、または各種試験機械・器具によるゴム・セルロイド・ガラス製品、陶磁器、漆器、金属・木・竹製品等の輸出入貨物商品の品位・組成の検査、および等級の決定に関する技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 理学補助職

定義 この職種は、理学・工学・医学・農学等の自然科学に関する専門的科学的的研究において、物理的・化学的もしくは生物学的な実験・観測・試験、これらに必要な器械・装置の組立・調整・修理、簡単な図表の作製、文献の整理、または数学の初歩的部分的知識に基づく種々の数値計算等研究の主題・進展状況に応じ、与えられる技術的な補助業務を行うことを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 輸送管理職

定義 この職種は、輸送事業に関する免許・許可・認可、輸送業務の調整・監督、業務用資金・資材の需給のあつせんおよびこれらに関連する調査・研究等の輸送事業を管理する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 船舶工学職

定義 この職種は、船舶の設計・積算、設計の審査、工事の施行監督、または建造・修理等についての技術的統制・指導、積算測定等の専門的技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 機械職

定義 この職種は、自動車・鉄道車りよう・工作機械・産業機械・熱機関・建設機械・農業機械等の各種機械・器具・機械設備等の設計・検査・監督・維持管理もしくは評価、すなわち修理等の工事の設計・積算もしくは施行監督、または製造修理等についての技術的統制および指導、あるいは機械工作工場の監督等の専門的技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 船用機関職

定義 この職種は、船用機関の設計・積算、設計の審査、工事の施行監督、または製造・修理についての技術的統制および指導等の専門的技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 海難審判職

定義 この職種は、海難事件の審判を行い、もしくは審判の請求・維持・執行等について監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 海難審判書記

定義 この職種は、海難事件について、審判および証拠調の立会、調書の作成、その他審判に関する裁決・審判・抄本等の書類の作成・整理・保管、および審判書類の送達等の審判手続業務、または海難事件の調査、証拠の収集、審判の請求・維持、裁決の執行等の法律事務に附随する補助業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 船舶検査職

定義 この職種は、船舶の船体関係または機関関係についての定期検査・臨時検査・製造検査等船舶の航行の判定に関する専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 船舶職員試験職

定義 この職種は、各種の海技資格認定試験について、受験資格の審査、試験問題の作成、試験の執行・採点および海技資格の判定等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 航海学職

定義 この職種は、航海関係者に指針を与える水路書誌および航路告示の企画・作成・発表等の専門的技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 地球物理学職

定義 この職種は、地震・地球電磁気・測地・気象・海洋等の地球物理に関する観測・予報・調査等の専門的技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 天文学職

定義 この職種は、暦編さん・天体観測等の天文に関する専門的技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 郵便管理職

定義 この職種は、郵便事業について、理論的な調査・研究を行い、それらの結果に基いて、基本的な運営の諸基準、総合的な実施計画など

を企画し、現業局の運営の指導・督励に当り、または理論的な立場から研修を行うなどの仕事について監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 貯金管理職

定義 この職種は、郵便貯金・郵便振替貯金・郵便為替(かわせ)、恩給の支給および国庫金の出納の事業について理論的な調査・研究を行い、それらの結果に基づいて、基本的な運営の諸基準や、総合的な実施計画などを企画し、現業局の運営の指導・督励に当り、または理論的な立場から研修を行うなどの仕事について監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 簡易保険管理職

定義 この職種は、簡易生命保険および郵便年金の事業に関し、理論的な調査・研究を行い、これらの結果に基づいて基本的な運営の諸基準や総合的な実施計画などを企画し、現業局の運営の指導・督励にあたり、あるいは理論的な立場から研修を行う業務を監督し、または実施することとを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 郵政監察職

定義 この職種は、郵便・郵便為替(かわせ)・郵便貯金・簡易生命保険および郵便年金の諸業務ならびにこれらに附随する業務について、犯罪・非違および事故の捜査および調査ならびに業務の運行状況の調査および調査を実施し、あるいはこれらによる犯罪・非違の容疑事故を文書によつて調査し、あるいはこれらの業務に関する基本計画・実施計画等を立案する業務について監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

案する業務について監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 電気通信業務職

定義 この職種は、電気通信設備の運用または電気通信サービス業務を管理するための基準・手続・方法の企画・立案・調査・監督・考査、電気通信設備または電気通信サービスの基本的計画に関する企画・調査・研究等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 通信工学職

定義 この職種は、通信技術の調査・研究・実用化、電波伝搬の観測・研究、無線標識施設・電波監視用機器を含む電気通信施設の建設・保守・修理についての計画および統制、電気通信施設の建設工事、無線通信施設・機器の最低動作基準の設定および技術的な審査・検査、各種無線機器の保守、通信技術の教授、通信技術に関する所屬官庁の特許弁理等の専門的技術業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 電気通信監察職

定義 この職種は、電気通信業務に関する犯罪・非違・善行の態様および業務の運行状況を实地に調査し、または考査する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 労働管理職

定義 この職種は、労働組合の保護・育成、労働関係の調整、職業の安定、婦人および年少労働者の保護等の労働管理に関する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 労働基準監督職

定義 この職種は、労働条件の基準の設定・解釈および指導・監督等の労働保護業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 土木職

定義 この職種は、道路・鉄道・河川・港湾・上下水道もしくは空港等の建設・改修・維持等に関する土木事業の企画・調整・助成・監督、土木工事の設計・審査・施工・技術指導等の専門的もしくは技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 建築職

定義 この職種は、住宅その他の建築物の建設・改修・維持等に関する建築事業の企画・調整・助成・監督、建築工事の調査・設計・施工・技術指導等の専門的もしくは技術的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 造園職

定義 この職種は、国立公園・温泉・景勝地・都市公園・運動場・墓地・緑地・地蔵・皇宮園地・その他の公共施設等を建設し、維持し、または利用に供するための調査・計画・設計・施工、およびそれらの技術的指導・統制等の造園に関する専門的技術業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 測量職

定義 この職種は、各種の陸地測量または水路測量を計画し、実施

し、審査する等の専門的技術業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 地理学職

定義 この職種は、自然地理・人文地理に関する調査・研究、または地誌の編纂等の地理に関する専門的技術業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 製図職

定義 この職種は、地形図・地質図・水路図等の各種地図類の編纂・清絵および校正等の業務または各種工学関係の設計図・配線図・見取図等の製図および写図の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 一般工学研究職

定義 この職種は、物理・化学・生物・地学・電気・機械・建築・土木等連学もしくは工学上の数種の分野にわたる試験・調査・研究に関する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 文化財研究職

定義 この職種は、文化財に関する専門的知識に基づいて、種々の文化財または美術に関する調査・研究およびこれに基づく文化財の保護に関する業務を監督し、または実施することとを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 史料研究職

定義 この職種は、本邦に関する内外の史料の調査・研究・編纂等の専門的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

を含む。

職種の名称 教育研究職

定義 この職種は、教育に関する施策・内容・方法・制度等の基礎的実証的な諸問題についての専門的科学的な研究を行う業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 国語研究職

定義 この職種は、国語および国民の言語生活に関する専門的科学的な調査研究およびこれに必要な資料の収集・整理・保存ならびに研究成果の発表あるいは国語辞典の編集等の業務を企画し、監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 統計数理研究職

定義 この職種は、統計数理の研究もしくはそれに基く統計調査の設計・分析等に関する専門的科学的業務を監督し、または実施することとを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 天文研究職

定義 この職種は、天体の位置・運動・状態、または天体の地球におよぼす影響の研究等、天文学に関する専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 医学職

定義 この職種は、病院・療養所等の医療機関の運営管理、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康増進、臨床検査、きょう正保護施設収容者の医学的きょう正保護、保険事業に伴う医学的審査、または犯罪捜査のた

めの医学的鑑識等に関する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 医学研究職

定義 この職種は、予防衛生、保健衛生、栄養等に関する試験・研究、または公衆衛生技術者の再教育等に関する専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 歯科医学職

定義 この職種は、歯がとる周囲組織および口こうに生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防および研究を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 遺伝研究職

定義 この職種は、生物の遺伝現象についての基礎的・原型的な試験・研究等の専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 人口研究職

定義 この職種は、人口の基礎理論および人口問題に関して、専門的科学的に調査研究を行う業務について監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 薬学研究職

定義 この職種は、薬学に関する知識と経験に基づく医薬品・化粧品・温泉水等の試験・検定、標準品の製造、およびそれらの規格の設定、試験法の改良等についての調査・研究等の専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 農学研究職

定義 この職種は、農業技術に関する試験研究機関を管理運営し、作物・病虫害・農機具・農業氣象に関する試験研究等の専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 林学研究職

定義 この職種は、林業の経営技術、森林の育成および林産物の利用などのような林業上の諸問題に関する試験研究、もしくはこれら試験研究に関する企画・調整等の専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 農芸化学研究職

定義 この職種は、農産物・農薬・土壌（および）および肥料の化学的成分・性質・利用等に関する試験・研究、もしくはそれらの企画・調整、またはアルコール・酒類の発酵についての基礎的・応用的な試験・研究等の農芸化学に関する専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 養蚕研究職

定義 この職種は、蚕の生理・飼育法、桑の栽培法等についての試験研究、原蚕養蚕・桑・繭木の生産配布等に関する専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 水産研究職

定義 この職種は、水産についての試験・研究、またはそれらの企画調整等の水産に関する専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 畜産研究職

定義 この職種は、家畜・家禽の繁殖・遺伝および畜力利用などの畜産に関する試験研究またはその総合的企画・助長調整等の専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 農業経済研究職

定義 この職種は、農業経済学に関する専門的知識に基づいて、農産部門における社会経済現象の理論的調査・研究等の専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 獣医学研究職

定義 この職種は、家畜衛生に関する試験研究および家畜用の生理学的製剤の製造または検定等の専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 製米研究職

定義 この職種は、製米または生糸の検査・貯蔵についての試験研究等の専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 動物研究職

定義 この職種は、動物の生理・生態・分類・分布などについての基礎的な調査・研究、野生鳥獣の保護増殖・駆除または防害を目的とした調査・研究等の専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 農薬土木研究職

定義 この職種は、灌漑（かんがい）、排水、土地改良、農薬土木用

基礎材料または農業構造に関する理論もしくは技術についての調査・試験・研究、またはそれらの企画・調整等の農業土木に関する専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 植物研究職

定義 この職種は、植物の分類・分布等についての専門的科学的な研究を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 化学研究職

定義 この職種は、化学および応用化学についての試験研究等の専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 電気研究職

定義 この職種は、発電・送電・配電・電気機器・電子装置・電気計測・電気制御・電燈・電熱・電気材料・電気基礎現象および各種産業に對する電気利用等についての基礎的もしくは応用的な研究またはこれらの試験研究についての企画・調査・普及等の専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 機械研究職

定義 この職種は、自動車・鉄道車りより・工作機械・産業機械・熱機関・船用機関等の各種機械、軸受・歯車等の機械部品、各種機械材料の耐摩耗性・強度・加工性等の機械的性質、もしくは金属・木材・石材等の加工法等についての試験研究、またはこれらの試験研究についての企画・調査・普及等機械工学に関する専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 地質研究職

定義 この職種は、一般地質・森林地質・土木地質もしくは地下資源の調査研究、層位学・古生物学・岩石学・火山学・鉱物学・鉱床学等の研究、またはこれらの研究についての企画および資料の編纂・整備等地理学に関する専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 繊維工業研究職

定義 この職種は、繊維および繊維製品の性能・製造技術についての調査・試験・研究および技術指導等の繊維工業に関する専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 工芸研究職

定義 この職種は、木・竹・金属・漆・可塑物（かそぶつ）・繊維・紙等を材料とする室内装飾品・厨房（ちゅうぼう）用品・服飾携帯品・育児児童用具・文房具等のような各種産業工芸品についての美学および工学の総合的観点にたつた調査・研究およびその結果に基づく意匠設計・試作・技術指導等の専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 鉱山研究職

定義 この職種は、金属・非金属鉱物・石炭および石油の採鉱・選鉱もしくは鉱山の保安または試すい等鉱業技術についての試験・研究等の専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 農産物加工研究職

定義 この職種は、農産物の加工・貯蔵・運搬等に関する専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 農産物検査研究職

定義 この職種は、農産物の検査・貯蔵についての試験研究等の専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 農産物加工研究職

定義 この職種は、農産物の加工・貯蔵・運搬等に関する専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職級を含む。

職種の名称 金屬研究職

定義 この職種は、金屬の製錬・精製または各種金屬材料の製造法、およびその組織ならびにその組織と機械的物理的もしくは化学的性質との關係についての試験研究等の専門的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 物理研究職

定義 この職種は、物質および物理現象に関する物理学上の理論的・実験的立場に基く、基礎的研究または応用的研究等の専門的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 数学研究職

定義 この職種は、数学に関する研究または数値解析等についての専門的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 船舶研究職

定義 この職種は、船舶の性能・強度・構造・材料、もしくは船舶機装（ぎそう）に関する試験研究等の専門的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 地球物理研究職

定義 この職種は、氣象・海象・地球電磁氣等についての基礎的・応用的研究等の地球物理学に関する専門的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 土木研究職

定義 この職種は、河川・港灣・

道路・鉄道等の土木工事に関する計画設計および施工上必要とされるような理論およびこれらの応用についての調査・研究、もしくはこれらの企画・調整等の専門的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 建築研究職

定義 この職種は、建築構造・建築設計・建築材料等の建築工学についての基礎的もしくは応用的な調査・研究、またはこれらの調査研究についての企画等の専門的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 大学教育職

定義 この職種は、大学において学芸に関する教授および研究ならびにこれらに附随する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 高等学校教育職

定義 この職種は、高等学校において、生徒に対する教科および生活の指導等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 特殊学校教育職

定義 この職種は、盲学校・ろう学校等において生徒・児童・幼児に対する教科および生活の指導等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 中学校教育職

定義 この職種は、中学校において、生徒に対する教科および生活の指導等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 小学校教育職

定義 この職種は、小学校において、児童に対する教科および生活の指導等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 幼稚園教育職

定義 この職種は、幼稚園において、幼児を保育し、その心身の発達を助長する等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 学生指導職

定義 この職種は、大学教育の方針に基き、学生に対しその生活について、直接指導を行うとともに教務・厚生等の面から援助する等の訓育的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 養護教育職

定義 この職種は、高等学校・中学校・小学校・特殊学校・幼稚園において、生徒・児童・幼児に対する健康教育および傷病者に対する救急措置・療養指導等の業務を実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 保育職

定義 この職種は、保育所・幼稚園等の児童福祉施設において、児童の保育、生活指導等に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 救護職

定義 この職種は、救護院に収容している不良児童または不良行為をするおそれのある児童に対し、健全な社会生活を営みうるよう教科およ

び生活を指導する救護業務について監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 看護学校教育職

定義 この職種は、看護婦養成期間において、看護婦生徒に対し、看護に関する学科・実技の教授等の業務を実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 専門教育職

定義 この職種は、学校教育法にいう学校以外の大学に類似の組織等を有する教育機関において、教育および研究ならびにこれらに附随する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 高等教育職

定義 この職種は、学校教育法にいう学校以外の教育機関において、各種教科および生活の指導等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 警察職

定義 この職種は、国民の生命・身体および財産を保護するため、犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕等公安の維持に当る警察業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 きよう正保護職

定義 この職種は、被疑者・被告人または受刑者の身柄を確保し、在監者の拘禁・戒護・作業・教化・処遇、その他刑の執行に関する業務を企画し、監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 少年きよう正保護職

定義 この職種は、少年院または

少年保護鑑別所に収容されている犯罪少年・非行少年または犯少年の身柄を保護して行うきよう正教育または保護等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 資質鑑別職

定義 この職種は、きよう正保護施設における収容者等の知能・情意技能・経歴および事故発生前後の状況等を調査して、拘禁・作業・教育保護・処遇等について分類・鑑別する業務を企画し、監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 入国警備職

定義 この職種は、不法に本邦に入国した者および外国人登録令手続違反者に対する収容令書・退去強制令書の執行および収容所の警備等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 麻薬取締職

定義 この職種は、麻薬および大麻の取締法規に基く司法警察員として、麻薬および大麻の不法な取扱の取締業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 一般海上保安職

定義 この職種は、海上における治安の維持および犯罪・法令違反行為の予防・取締、海難の救助、港内における安全の確保等に関する業務を企画し、統制し、監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 海上保安航海職

定義 この職種は、巡視船に乗り

組み、海上の法令違反行為および犯罪の予防・取締・捜査、暴動の鎮圧、容疑者の逮捕、火災船の消火、遭難者の救出等の海上の治安維持および海難救助の業務ならびに船舶の運航に関する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 海上保安機関士

定義 この職種は、巡視船に乗り組み、海上の法令違反行為および犯罪の予防・取締・捜査、暴動の鎮圧、容疑者の逮捕、火災船の消火、遭難者の救出等の海上の治安維持および海難救助の業務ならびに船舶機関に関する専門的知識を必要とする機関の整備・運転・修理その他の機関部における業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 海上保安通信職

定義 この職種は、巡視船に乗り組み、海上の法令違反行為および犯罪の予防・取締・捜査、暴動の鎮圧、容疑者の逮捕、火災船の消火、遭難者の救出等の海上の治安維持および海難救助の業務ならびに無線通信機を操作して行い通信に関する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 海上保安甲板作業職

定義 この職種は、巡視船に乗り組み、海上の法令違反行為および犯罪の予防・取締・捜査、暴動の鎮圧、容疑者の逮捕、火災の消火、遭難者の救出等の海上の治安維持および海難救助の業務ならびに出入港作業・荷役作業・端艇作業・操舵（そりだ）作業などの甲板作業を監督

し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 海上保安機関作業職

定義 この職種は、巡視船に乗り組み、海上の法令違反行為および犯罪の予防・取締・捜査、暴動の鎮圧、容疑者の逮捕、火災船の消火、遭難者の救出等の海上の治安維持および海難救助の業務ならびに機関の運転操作・部分的調整・小修理・手入れおよび機関部の附随的な作業を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 海上保安司ちゅう職

定義 この職種は、巡視船に乗り組み、海上の法令違反行為および犯罪の予防・取締・捜査、暴動の鎮圧、容疑者の逮捕、火災船の消火、遭難者の救出等の海上の治安維持および海難救助の業務ならびに乗組員および乗船者に対する食事の献立作成、調理、給仕、食料品の購入保管、公室の清掃等の船内サービス業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 郵政現業管理職

定義 この職種は、郵便、簡易生命保険および郵便年金、郵便貯金・郵便為替（かわせ）および郵便振替貯金等の郵政事業に関する現業業務を経営管理的な立場から監督することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 郵政現業内務管理職

定義 この職種は、郵政事業の現業機関における内務管理の事務を統括するとともに現業機関の経営に参画して、その円滑な運営をはかる事を職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 特定郵便局管理職

定義 この職種は、特定郵便局長として、郵便、郵便貯金・郵便為替（かわせ）、郵便振替貯金等および簡易生命保険・郵便年金ならびに電信・電話の全部もしくは数種類からなる現業事務の全般を経営的な立場から監督することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 郵政現業職

定義 この職種は、郵便、郵便貯金・郵便為替（かわせ）、郵便振替貯金等、簡易生命保険・郵便年金および電信・電話のうち2種類以上の現業事務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 郵便現業職

定義 この職種は、郵便物の引受、区分、鉄道輸送、外国との交換等の現業事務、または現業事務の運行に直接必要な定型的な企画事務および現業事務の監査等の仕事について、監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 貯金現業職

定義 この職種は、郵便貯金、郵便振替貯金、郵便為替（かわせ）、恩給の支給および国庫金の出納に関する窓口受払・原簿登記・証書発行等の現業事務または現業事務の運行に直接必要な定型的な企画事務および現業事務の監査等の仕事について、監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 簡易保険現業職

定義 この職種は、簡易生命保険および郵便年金に関する契約の締結支払、貸付、弁済等の現業事務また

は現業事務の運行に直接必要な定型的な企画事務および現業事務の監査等の仕事について、監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 郵政現業内務職

定義 この職種は、郵政現業機関における、内務管理の事務を監督し、または実施して、現業業務の運営に資することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 郵便電報外務職

定義 この職種は、郵便物の取集め・配達、電報の配達およびこれらに附随する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 貯金保険外務職

定義 この職種は、郵便貯金・簡易生命保険および郵便年金に関する募集・集金・訪問調査などについて監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 郵便袋修理職

定義 この職種は、郵便袋の清浄・修理等に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 電気通信現業管理職

定義 この職種は、電気および電話に関する営業・運用・施設などの現業業務全般を統括して、通信そのものの円滑な運営をはかり、合理的で経済的な現場経営に当ることを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 通信現業技術管理職

定義 この職種は、電気通信事業用通信設備の保全および建設に関する現場業務を管理し、または監督することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 電気通信現業内務管理職

定義 この職種は、電気通信事業の現業機関における内務管理の事務を統括するとともに現業機関の経営に参画して、その円滑な運営をはかることを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 通信現業技術職

定義 この職種は、電気通信事業用通信機器・回線の運用保守等に関する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 通信書記

定義 この職種は、電報の受付・料金徴収などの電報営業事務、検査・運信などの電報運用事務、電話の加入・料金計算などの電話営業事務、交換証の整理・検査などの電話運用事務をそれぞれ監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 電気通信現業内務職

定義 この職種は、電気通信事業の現業機関における内務管理の事務を監督し、または実施して、現業業務の運営に資することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 有線通信職

定義 この職種は、電気通信事業の一環として、有線通信機による公

衆電報の送受信、または有線通信に関する作業の監督もしくは通信要員の技能訓練に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 無線通信職

定義 この職種は、電氣通信事業の一環として、無線通信機による公衆電報の送受信、または無線通信に関する作業の監督もしくは通信技術の教授に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 写真電送職

定義 この職種は、電氣通信事業の一環として、写真電報および複写電報の送受信に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 電話交換手

定義 この職種は、電氣通信事業の一環として、国内通話の接続、障害の略試験、交換の監督または交換要員の技能訓練に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 国際電話交換手

定義 この職種は、オーバー・シー・コール、トール、P・B・X・A・F・コール、L・コール等の主として英語を用いて操作する電話の交換業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 通信線路作業職

定義 この職種は、電氣通信事業用通信線路または空中線の保守・建設等の作業を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

含む。

職種の名称 通信機械作業職

定義 この職種は、電氣通信事業用通信機械設備の保守・修理・設置に関する技術的な作業を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 通信電力作業職

定義 この職種は、電氣通信事業用通信電力設備の操作・保守設置等の作業を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 通信機保守職

定義 この職種は、電報原書等の書類を搬送するためのベルトコンベアー・コードキヤリヤー等の通信機の保守・修理に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 邦文タイピスト

定義 この職種は、邦文タイプライターを使用して文書を印書する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 欧文タイピスト

定義 この職種は、欧文タイプライターを使用して文書を印書する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 庁内電話交換手

定義 この職種は、庁内電話および専用電話の交換業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 自動車運転手

定義 この職種は、普通自動車・小型自動車・けん引自動車等の各種自動車の運転・点検および簡単な修理調整に関する仕事を監督し、また

は実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 守衛

定義 この職種は、公共施設または建造物において火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止等公共財産の保護ならびに構内秩序の維持に関する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 調理職

定義 この職種は、各種の料理または菓子等の調理に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 裁縫職

定義 この職種は、洋服・和服・式服・その他の衣服またはカーテンカバー・寝具類・袋類等の作製・修理およびこれらに関連ある業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 家政職

定義 この職種は、皇居・殿邸・公邸・寮等において、家政業務に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 一般作業職

定義 この職種は、特に他の職種に分類されない一般的な事務的作業、又は簡単な諸機械の操作等に関する仕事を監督し、又は実施する事を職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 営繕工

定義 この職種は、建造物およびその附属設備を維持するために、行い屋根・壁・窓・建造物木部および各種調度品等の製作・改造・修理、ま

たはガス・上水・下水・蒸気等の金属製輸送管の新設・維持・修理に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 大工

定義 この職種は、木造建築物の新築・改造、コンクリート型わくの製作、木橋・さん道の架設または木造船・鉄鋼船の木造船の新造・修理等に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 木工

定義 この職種は、手工具・木工機械を使用して木製の家具・建具・調度品・車りょう・模型・木型または工芸品等の製作・修理等を行う仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 電工

定義 この職種は、電氣機器・配電設備等の操作・保守・設置等に関する作業を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 機械工作工

定義 この職種は、工作機械を操作して各種の機械部品・器具・工具等を製作する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 仕上組立工

定義 この職種は、仕上組立用工具を使用して、各種機械・器具・装置・車りょう等を製作・修理する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 鉄工

定義 この職種は、機械部品・器具・工具等の鍛造または鉄板・鉄骨構造物等の製作・改造・修理に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

定義 この職種は、各種金属製・合金製の機械部品・器具・工具または美術工芸品等の鍛造に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 鍛造工

定義 この職種は、ガス溶接機または電気溶接機を操作して、各種金属および合金の溶接・溶断等を行う仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 溶接工

定義 この職種は、円がま・煙管がま・水管がま等の各種定置式汽かんとおよびその附属設備のこまがま・操作・保守に関する作業を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 定置機関作業職

定義 この職種は、定置式の内燃機関・高圧装置・低温装置等の操作・保守に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 一般工芸工

定義 この職種は、美術的・歴史的価値を有する刀剣・古びれ等の鑑定・分類・研ま・補修、又は竹加工品・動物類のはく製・活字鋳造用種字・各種ろう模型・石ころ型の製作等の他の職種に分類されない一般的な手工芸関係の仕事を監督し、また

職種の名称 一般工芸工

たは手工芸関係の仕事を監督し、また

職種の名称 一般工芸工

たは手工芸関係の仕事を監督し、また

は実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 事務用機器操作職
定義 この職種は、各種統計機械または事務用機器等の操作に関する仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 速記職
定義 この職種は、会議・講演・講義・座談会等における発言を速記し、その記録を反訳することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 配せん職
定義 この職種は、儀式・接待等に際して行う食卓の布設・配せん・給仕等に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 調教職
定義 この職種は、皇室用乗馬馬（じょうばんば）・競馬騎手教育用馬などの特殊乗馬馬（じょうばんば）または警察犬の高度の調教ならびに高等馬術の指導などの作業を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 通信施設作業職
定義 この職種は、電気通信機器・線路の保守・設置等に関する作業を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 専用有線通信職
定義 この職種は、有線電信機を操作して専用有線電信回線により業務連絡電報を送受信し、またはその通信作業を監督する仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 機械印刷工
定義 この職種は、とつ版・おう版・平版等の各種印刷機械を操作して行う印刷に関する仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 紙料製造工
定義 この職種は、木材・みつまたまたは紙くず等の製紙原料および水性ソーダまたは硫酸アルミニウム等の製紙用薬品を使用して行う蒸煮叩解（こうかい）・漂白・除じん・脱水および調合に関する仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 機械製紙工
定義 この職種は、抄紙機を操作して行う製紙に関する仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 紙加工機械操作職
定義 この職種は、紙断裁機・光沢機・のり引き機・せん孔機・税印押なつ機・湿紙機等の紙加工用の各種機械の操作に関する仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 活字鋳造工
定義 この職種は、活字鋳造機、自動植字機・鉛版鋳造機・加熱紙型圧搾機等を操作して活字・活字版・鉛版・紙型等を製作する仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 組版工
定義 この職種は、活版作成のため採字・植字・差換え・解版およびこれに伴う作字・試刷・字出し・字詰め・収め等に関する仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 複製版工
定義 この職種は、転写機・クワッチ版法・鉛型圧字法・平版転写法等により各種複製用機械・器具を操作または使用して、彫刻原版・既成重鉛原版から印刷実用版・電胎用原版・保存版等を複製する仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 製紙工芸工
定義 この職種は、手すき法および手すり作業による用紙の抄造および紙のすかし入れ等に関する仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 印刷用インキ・同原料、のり、印刷用にかわローラー、化学薬品、マントル等の製造に関する仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 製本工
定義 この職種は、印刷物・各種文書・図画・破損図書等の製本・整理および補修、古文書・古記録・図面等の裏打・装てい等に関する仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 印刷物検査職
定義 この職種は、証券類・郵券類・地図・海図等の紙質・刷面および仕上加工の良否ならびにそれらの数量の検査に関する仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 やきん工
定義 この職種は、金属の精錬、合金製造、金属・合金の熱処理、または金属かすのとうた等に関する作業を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 圧延工
定義 この職種は、圧延機または線引機を操作して、各種金属・合金を圧延または線引することに關する仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 機械プレス工
定義 この職種は、各種のプレス機械を操作して金属または非金属材料のプレス加工を行う作業、および圧縁機械を操作して貨幣円形の圧縁を行う作業を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 貨幣検査職
定義 この職種は、貨幣円形および圧印された貨幣の検査を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 彫刻刀・彫刻針を使用し、または彫刻機械を操作して行う各種印刷原版の製作に関する仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 七宝工芸工
定義 この職種は、金属工芸品の七宝加工に關して七宝業の調合・盛付・焼付・とき等の仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 描画職
定義 この職種は、水彩画・ペン画・油絵等により紙幣、証券または切手等の意匠図案の創案および作成、標本図および解剖図または宣伝用絵画および図案等の作成に関する仕事を指導し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 写真作業職
定義 この職種は、写真製版、航空写真の偏歪（へんい）修正、マルチプレックス縮少乾板および集成写真図の作成、文獻の複写、普通写真・特殊写真・写真の作成等に関する技術的な仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 ガラス加工職
定義 この職種は、各種ガラス製品の製作・修理に関する仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 鉱物薄片工
定義 この職種は、岩石・鉱物の顕微鏡観察用の薄片を製作または反射面を研まする仕事について監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 造園作業職
定義 この職種は、樹木・盆栽の手入、庭園の模様替え、草花の温室栽培等造園または園芸に関する作業を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 調律職
定義 この職種は、ピアノ・オルガンの音律・音色および機能の調整ならびに修理に関する仕事を監督し、または実施することとするすべての職級を含む。

職種の名称 模写職
定義 この職種は、本那関係の古文書・古記録類および絵画史料を、

主として毛筆により原本の通りに数
き写して原本を作成する仕事を指導
し、または実施することを職務とす
るすべての職級を含む。

職種の名称 映写技術職

定義 この職種は、映写機または
幻燈機の操作に関する仕事を監督
し、または実施することを職務とす
るすべての職級を含む。

職種の名称 看護婦

定義 この職種は、病院・療養所
等における傷病者の看護業務および
診療の補助、または分べんの介助、
妊婦・じよく婦および新生児の看護
処置・保健指導等の助産業務を監
督し、または実施することを職務と
するすべての職級を含む。

職種の名称 保健婦

定義 この職種は、健康相談・巡
回訪問等により、衛生思想の普及、
疾病予防の指導、傷病者の療養補
導、健康教育その他日常生活上必要
な保健衛生知識の指導等を実施する
ことを職務とするすべての職級を含
む。

職種の名称 栄養士

定義 この職種は、国立の医療施
設・保育所・刑務所その他の施設に
おいて、栄養学的基礎知識に基づき、
献立の作成、栄養価の計算、特別治
療食の調理その他これらに伴う食餌
(じよくじ)相談・し好調査・栄養
摂取状況の調査等を実施することを
職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 放射線技術職

定義 この職種は、エックス線・
ラジオ波放射線その他の放射線の発
生装置・附属機械器具の操作・保管・
修理・線量・線質の測定および写真

操作に関して監督し、または実施す
ることを職務とするすべての職級を
含む。

職種の名称 治療技術職

定義 この職種は、病院、診療所
等において、マツサージ療法・物理
療法等の治療に関して監督し、また
は実施することを職務とするすべての
職級を含む。

職種の名称 解剖技術職

定義 この職種は、系統・病理・
法医の各種解剖作業にあたり、医師
の指導のもとに、解剖の準備、執
刀、執刀者の補助、解剖後のあと始
末、実物・組織標本の作製、解剖用
の死体の保存等の補助業務を監督
し、または実施することを職務とす
るすべての職級を含む。

職種の名称 病理細菌技術職

定義 この職種は、医学的な検
定・検査・診療に伴う技術的業務を
監督し、または実施することを職務
とするすべての職級を含む。

職種の名称 歯科技工

定義 この職種は、歯科治療に要
する各種義歯・補てつ物およびこれ
に伴う各種装置を手工により作製・
修理する仕事を監督し、または実施
することを職務とするすべての職級
を含む。

職種の名称 獣医補助職

定義 この職種は、家畜の診療、
動物または畜産物の検査等の専門的
業務に附随する技術的な補助業務を
監督し、または実施することを職務
とするすべての職級を含む。

職種の名称 義し製作工

定義 この職種は、各種の義し・
補助器・コルセット等の製作・修理

に関する仕事を監督し、または実施
することを職務とするすべての職級
を含む。

職種の名称 林業作業職

定義 この職種は、樹木の育成・
保護・伐採・運搬または製炭等の林
業作業に関する仕事を監督し、また
は実施することを職務とするすべての
職級を含む。

職種の名称 農場作業職

定義 この職種は、各種作物の栽
培・収穫または農畜産物製造等の農
場関係諸作業を監督し、または実施
することを職務とするすべての職級
を含む。

職種の名称 機関車運転手

定義 この職種は、蒸気機関車ま
たは各種内燃機関車のかまき・運
転・点検・簡単な修理調整等に関す
る仕事を監督し、または実施するこ
とを職務とするすべての職級を含
む。

職種の名称 米穀倉手

定義 この職種は、食糧倉庫現場
等において、米・麦等の主要食糧の
出入庫および保管に関する作業を監
督し、または実施することを職務と
するすべての職級を含む。

職種の名称 製材工

定義 この職種は、各種の製材機
械を操作して行い原木の製材、各種
のこの目立て、製品の選別等に関す
る仕事を監督し、または実施するこ
とを職務とするすべての職級を含
む。

職種の名称 皮革工

定義 この職種は、皮革を主材料
とする馬具・くつ・かばんの製造修
理あるいは馬車・自動車の内張、

シートの製作・修理等に関する仕事
を監督し、または実施することを職
務とするすべての職級を含む。

職種の名称 装てい作業職

定義 この職種は、牛馬の削てい・
装てい・造てい鉄等に関する作業を
監督し、または実施することを職務
とするすべての職級を含む。

職種の名称 動物飼育職

定義 この職種は、家畜・家さん・
試験動物の飼育、または「あひる」・
「たか」の訓練等に関する仕事を監
督し、または実施することを職務と
するすべての職級を含む。

職種の名称 アルコール製造工

定義 この職種は、各種仕込作業
用機械・発酵ろし・蒸りゆり装置等
を操作してアルコール原料の仕込・
発酵および蒸りゆり、こうじの製造
またはフーゼル油の分りゆりを行う
仕事を監督し、または実施すること
を職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 繊維加工職

定義 この職種は、製糸・紡績・
機械または繊維製品の染色・仕上等
に関する仕事を監督し、または実施
することを職務とするすべての職級
を含む。

職種の名称 窯業工芸工

定義 この職種は、陶磁器・耐火
物・ゼーゲルすい・ほうろちおよび
ガラス素材の製造のための原料の調
整・成型・施ゆり・焼成等に関する
仕事を監督し、または実施すること
を職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 金属工芸工

定義 この職種は、装身具・文房
具・花びん・カップ等の金属工芸品ま
たは紙のすかしを入れるための模様

の原型・すきだ・すき入用版面等
の作成に関する仕事あるいは印刷実
用版の補刻に関する仕事を監督し、
または実施することを職務とするす
べての職級を含む。

職種の名称 操炉工

定義 この職種は、ガス発生炉・
タール乾りゆり炉またはコークス炉
等の操作・保守等に関する仕事を監
督し、または実施することを職務と
するすべての職級を含む。

職種の名称 船舶航海職

定義 この職種は、船舶に乗り組
み、航海に関する専門的知識に基い
て、船舶の運航に関する業務を統
括し、または船舶の操縦を行うこと
もに荷役、漁撈(ぎようろう)、船体
の保管および整備などの業務を監督
することを職務とするすべての職級
を含む。

職種の名称 船舶機関士

定義 この職種は、船舶に乗り組
み、船舶機関の原理・構造・機能・
取扱等に関する専門的知識に基づき、
機関の整備・運転・修理およびその
他の機関部における附随的業務を監
督し、または実施することを職務と
するすべての職級を含む。

職種の名称 船舶無線通信職

定義 この職種は、船舶に乗り組
み、無線通信機を操作して連絡用情
報または電報を送受信する仕事を監
督し、または実施することを職務と
するすべての職級を含む。

職種の名称 船内事務職

定義 この職種は、常時船舶に乗
り組み、検査および税関検査に伴う
事務、その他船内的一般事務を監督
し、または実施することを職務とす

るすべての職級を含む。

職種の名称 甲板作業職

定義 この職種は、船舶に乗り組み、操舵（そらだ）、信号、曳張、命令の伝達、錨（いかり）、端艇、積荷等の揚げ卸しおよび固縛、船体・附属具の清掃・修理ならびに漁撈（ぎよろう）、または海底電線の引上げ等の作業を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 船舶機関作業職

定義 この職種は、一般船舶に乗り組み、機関の整備・運転・修理等に関する作業を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 船舶司ちゅう職

定義 この職種は、船舶に乗り組み、船内サービス業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 作業船操作職

定義 この職種は、しゅんせつ船・起重機船・土運船等各種の作業船に乗り組み、運航業務ならびにバケット・起重機・揚子機等の作業用機械の操作および船体・附属具の清掃・保守等の作業を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 作業船機関職

定義 この職種は、しゅんせつ船・起重機船・土運船等各種の作業船に乗り組み、機関の運転・修理の業務ならびにバケット・起重機・揚子機等の作業用機械の運転・修理等の作業を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

含む。

職種の名称 航路標識運用職

定義 この職種は各種燈台の燈火の保守を行うとともに、霧信号・潮流信号・通航信号・無線方位信号・気象観測または船舶通過報等の航路標識の運用に関する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 音楽職

定義 この職種は、雅楽および洋楽または吹奏楽の演奏に関する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 信号作業職

定義 この職種は、出入港船舶・港内船舶（ていはく）船舶等を相手とする各種の信号・監視等に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 潜水職

定義 この職種は、潜水服を着用して潜水し、各種の調査・測量・工事等に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 とび職

定義 この職種は、土木建築工事等における高所での各種作業、重量物移動作業またはドック作業等を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 美容職

定義 この職種は、バーマネットウェーブ・結髪・化粧等の美容、または頭髮の刈込・顔そり・洗髪・アイロンかけ等の理髪に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 塗装工

定義 この職種は、機器・家具・車より類・建物・諸設備等の新規塗り・塗替え・塗り上げ修理等の塗装または漆器類・工芸品の試作塗装等に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 めつき工

定義 この職種は、めつき・電池またはバフ研まに関する作業を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 教養指導職

定義 この職種は、教養またはレクリエーションなどのための茶道・華道・手芸・音楽等について指導することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 土木作業職

定義 この職種は、道路・えん堤橋りょう・ずい道・港灣施設・鉄道線路等の建設・補修・石材の採掘・加工、または試す作業等に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の名称 建設機械操作職

定義 この職種は、各種の建設機械・農耕機械等の操作・運転に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

五月二十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、昭和二十七年における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

昭和二十七年における国家公務員

員に対する臨時手当の支給に関する法律案

昭和二十七年における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律

（臨時手当の支給）

第一條 国家公務員（常時勤務に服さない者であつて政令で定めるものを除く。）であつて昭和二十七年六月十五日に在職するもの（以下「職員」という。）に対しては、昭和二十七年に限り、臨時手当を支給する。

（臨時手当の額）

第二條 臨時手当の額は、職員の給与月額に、その者の昭和二十六年十二月十六日から昭和二十七年六月十五日までの間に在職する期間に於いて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月以上の場合 百分の五十

二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十

三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五

2 前項の給与月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）については、その者が昭和二十七年六月十五日現在において受けるべき同法に規定する俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の給与月額に準じて政令で定める額とする。

（在職期間の計算方法）

第三條 前條第一項に規定する在職

期間の計算については、三十日をもつて一月とする。

（臨時手当の支給時期）

第四條 臨時手当は、昭和二十七年六月十六日に支給する。

（臨時手当の受領者の特例）

第五條 在外公館に勤務する外務公務員及び海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二章に規定する海上警備隊の職員の臨時手当の支払は、これらの職員が指定する者に行ふことができる。

（臨時手当の支給細目）

第六條 第二條第二項及び前三條に規定するものの外、在職期間の計算方法その他臨時手当の支給に關し必要な細目は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 在外職員に対しては、昭和二十七年に限り、昭和二十七年に在職する期間に於いて、臨時手当を支給する。

五月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、国家公務員法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月十二日）

昭和二十七年六月十一日印刷

昭和二十七年六月十二日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所